

『標準貨物自動車運送約款』の一部改正について

トラック運送事業における適正な運賃・料金の収受に向け、国土交通省は平成29年8月4日に標準貨物自動車運送約款を改正しましたのでお知らせいたします。

1. 標準貨物自動車運送約款の改正

標準貨物自動車運送約款について、以下のような改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」及び運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備します。

- (1) 運送状の記載事項として「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定
- (2) 料金として積込又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定
- (3) 附帯業務の内容として「横持ち」等を明確化等

2. 施行日

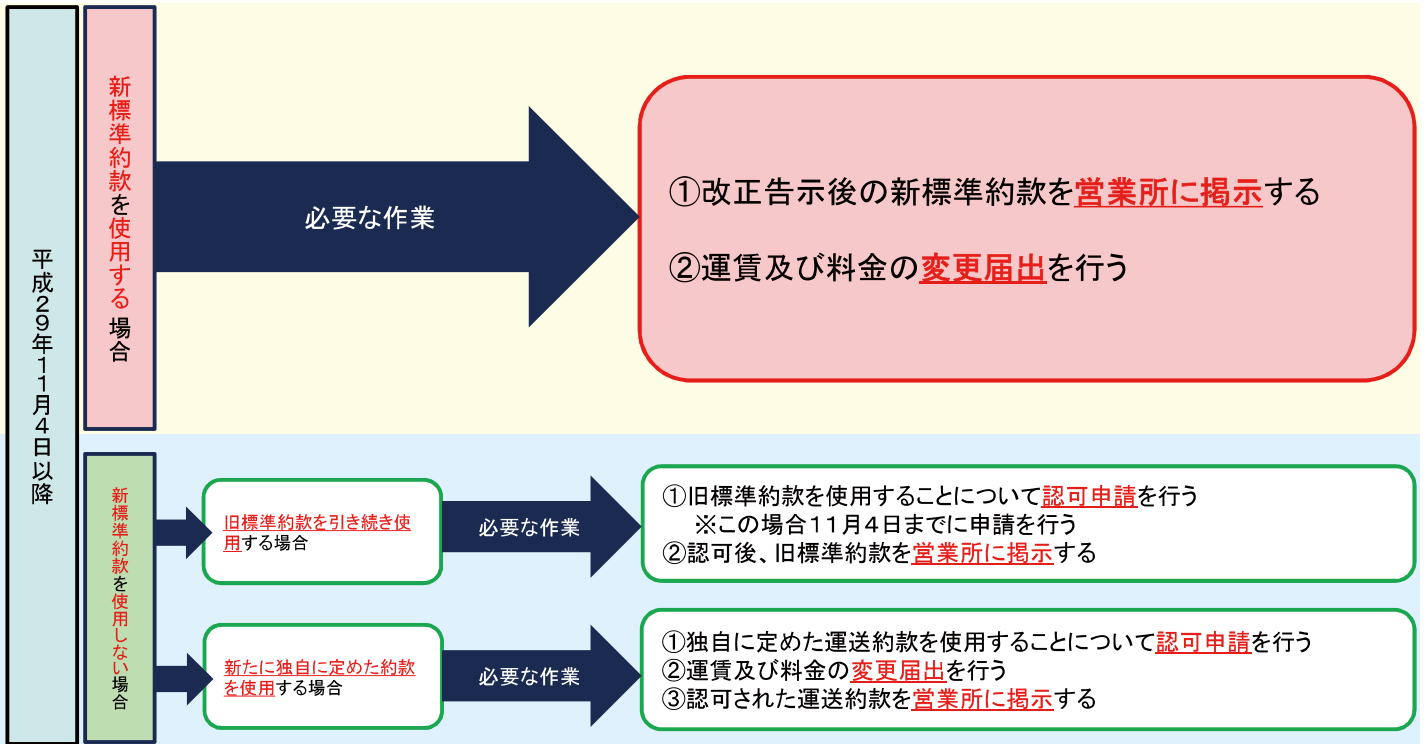
平成29年11月4日

★詳細につきましては、[全ト協HP](#)をご覧ください。

⇒ HOME > 会員の皆様へ > 労働対策 > トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会特設ページ > 「標準貨物自動車運送約款」の一部改正等について [にてご覧いただけます。](#)

標準貨物自動車運送約款等の改正に伴いトラック事業者に行っていただくこと 国土交通省

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。



(その他:従前から独自の約款を使用している場合)
○独自の約款を引き続き使用する場合には手続きは不要
○独自の約款の変更を行う場合には①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

※新標準約款:平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款
※旧標準約款:平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款